

# 新型コロナ対策実施店舗向けステッカーQ&A

## <新型コロナ対策実施店舗向けステッカー>

### Q1 新型コロナ対策実施店舗向けステッカーとは？

A. 感染防止対策の指針となる「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界ごとのガイドラインに沿った感染防止対策を実施している事業者に対して、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を交付しています。

このステッカーを掲示してあることで、県民に対して感染防止対策の実施をPRすることができ、安心な店舗利用を促すことができます。

このうち、飲食店については、感染防止対策の実施状況を実地で確認を行うことで「第三者認証制度」として運用しています。

### Q2 対象事業者は？

A. 防止対策を実施している飲食業、小売業、サービス業などすべての事業者が対象です。

#### 【対象外】

- ・風営法第2条第6項第1号、第2号、第7項のいずれかに該当する事業（性風俗店）
- ・キッチンカーや屋台など（店舗）や「事業所」の感染防止対策をPRするものであるため

### Q3 申込方法は？

A. 郵送またはWEBサイトから申込を行ってください。

#### <郵送>

「申込書」と「宣言書」を記載の上、ホームページに記載している送付先へ郵送してください。なお、宣言書については、「飲食店用」と「飲食店以外」のものがありますので、ご注意ください。

#### <WEBサイト>

専用サイトから申込を行ってください。なお、宣言書については、「飲食店用」と「飲食店以外」のものがありますので、ご注意ください。

**Q4 県内の複数市町村に店舗がある場合は、どのように申請をすればよい  
か。**

- A. 複数の店舗を同時に申請することが可能です。ただし、WEB サイトから申請される場合は、同時に申請できるのは最大3店舗までですので、ご注意ください。

**Q5 ステッカーはどのくらいで店舗に届くのか？**

- A. <飲食店以外>

申請後、内容を確認の上、不備がなければ郵送いたします。約1週間で店舗に届きます。

<飲食店>

申請後、調査員が「宣言書」を基に店舗の感染防止対策の実施状況を確認いたします。宣言書の必須項目すべてが実施されていることを確認したのち、郵送いたします。

**Q6 ステッカーを紛失してしまった。再交付してほしい。**

- A. 責めに帰することができない理由により、ステッカーを汚損または亡失した場合は、過去に申請されたことが確認できれば、ステッカーを再交付します。  
なお、ステッカーの再交付については、コールセンター又はWEB サイト（お問い合わせページ）により受け付けております。

**Q7 店名、住所、代表者が変更した。どうしたらよいか**

- A. 変更届をご郵送いただくか、WEB サイト（お問い合わせページ）により変更手続きを行ってください。  
ただし、飲食店においては住所変更等により建物が変更した場合、再度感染防止対策の確認が必要となりますので、変更届のほかに「宣言書」も提出し、実地調査を受けてください。

**Q8 ステッカーの交付を受けた店舗が廃業した。どうしたらよいか。**

- A. 辞退届をコールセンターへ提出いただくか、WEB サイト（お問い合わせページ）により辞退手続きを行ってください。  
ステッカーについては、各事業所の責任で廃棄してください。

**Q9 店のHPなどに載せたいため、ステッカーデザインを提供してほしい。**

- A. ステッカー複製の恐れもあるため、提供はお断りさせていただいております。  
ただし、店舗にステッカーを掲示している写真などを使用させていただくことについては差支えありません。

**Q10 ステッカーは何枚もらえるのか。**

- A. 一事業者当たり最大3枚（「通常サイズ」2枚、「拡大サイズ」1枚）までと  
しております。

**Q11 ステッカーの交付を受けたのに、県の紹介ページに掲載されていない。**

- A. 過去の「申込書」に県HPへの公開希望欄があり、非公開として申し込まれた可能性があります。公開を希望される場合は、コールセンターにご連絡いただくか、WEB サイト（お問い合わせページ）にてお申し付けください。

## <第三者認証制度>

### Q12 第三者認証制度とは。

- A. 感染拡大防止及び社会経済活動の両立を図るため、飲食店に対し、感染防止対策の実施状況を現地にて確認を行い、感染防止対策が実施されている店舗を県が認証を行うものです。

### Q13 第三者認証店のメリットは。

- A. 国の基本的対処方針では、「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」等の要請内容について、「認証店」と「非認証」との間で、差別化できるとされています。

具体的には、営業時間の短縮要請や酒類提供の要請について緩和を受けられることがあります。

また、ワクチン検査・パッケージ登録が可能となり、県や市町村により支援策を受けられることもあります。

### Q14 調査ではなにを確認するのか。

- A. 「宣言書」の25項目について、実地での実施状況目視による確認や聞き取りを行います。

### Q15 実地調査対象は。

- A. 県内の全飲食店が対象です。

「新規申込み店舗」

- ・ 認証のため調査を行います。

「認証店」

- ・ 感染防止対策の質の担保のために調査を行います。

「非認証店」

- ・ 感染防止対策の遵守と認証取得を促すために調査を行います。

**Q16 実地調査員がいつくるのか知りたい。**

A. 県内の調査数が膨大であるため、申し訳ありませんが、事前連絡などは行っておりません。

ただし、調査日の希望は承ることができますので、コールセンターへご連絡ください。

**Q17 感染防止対策が遵守されていないとどうなるのか。**

A. 既にステッカーを交付している店舗については、取消しを行います。新規申請店舗については、ステッカーは交付いたしません。

**Q18 どのような場合にステッカーを取り消されるのか。**

A. 感染防止対策について不十分であり、県からの改善・指導に応じない場合、ステッカーの取消しを行います。

また、上記のほかに調査に協力しない場合や県からの「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく要請に応じない場合も取消対象となります。

**Q19 ステッカーを取り消されたらどうようになるのか。**

A. Q13で記載した「認証店」のメリットを受けられなくなります。

**Q20 ステッカーを取り消された場合、どうすればよいのか。**

A. 店舗に掲示してあるステッカーは、事業所の責任で廃棄してください。また、店舗のHP等でステッカー交付を受けているなどの記載があれば削除してください。

**Q21 ステッカーを廃棄しないとどうなるのか。罰則は。**

A. ステッカーの取消しを受けたにも関わらず、利用続けていた場合、店舗名を公表することがあります。罰則などはありません。

**Q22 ステッカー交付を取り消された後、再度申込みはできるのか。**

A. 再度申し込むことは可能です。

ただし、すでにお持ちのステッカーを完全に廃棄した後に申込みを行ってください。

**Q23 過去に飲食店以外の業種で申込みを行い、実地調査を受けていないが店舗は「第三者認証店」か。**

A. ステッカーの交付を受けている飲食店は「第三者認証店」となりますが、実地調査にて感染防止対策の確認が必要です。速やかに調査を行いますのでご協力をお願いします。

その際に、新たに「申込書」や「宣言書」の提出は不要です。